

# NEWS 浜管ネット

1999年11月  
第16号

●横浜マンション管理組合ネットワーク／〒224-0001 横浜市都筑区中川1-4-1 ハウスクエア横浜内 ☎045(911)6541  
浜管ネットのホームページURL <http://www2m.biglobe.ne.jp/~yokohama/>  
発行人／松野輝一：編集人／岩井田誠一

## 平成11年度10月7日 横浜マンション管理組合ネットワークは 「特定非営利活動法人」になりました！！

### NPO浜管ネット誕生にあたりご挨拶

会長 松野輝一

本年6月の総会において会員皆様の総意を受けまして発足しました「特定非営利活動法人横浜マンション管理組合ネットワーク」が正式な認可を得て登記を完了しましたことを先づご報告する次第です。省みますれば6年前に設立準備会を設けマンション管理組合の横の連絡をとる組織として発足したわけであります。その後皆様の温かいご支援と行政の応援を頂き発展して参りました。この度「特定非営利活動法人（以下NPOという）」の制度が出来ましので、これを機会に従前の浜管ネットは新生『NPO浜管ネット』に生まれ代わりました。「NPO浜管ネット」と従前の浜管ネットの大きな違いはNPO浜管ネットは広く社会参加を積極的に行なう組織に生まれ変わったということです。従前の会員間の相互扶助を抜け出て広く街づくりの推進と環境の保全に貢献していくこうとするものであります。私たち都市に生活するものにとって集合住宅はもはや不可欠であり住環境の保

全は勿論、更なる環境の改善を図ることにより、より良い「まちづくり」を目指すものであります。それには会員管理組合の構成員であるマンション居住者及び所有者並びにこの法人の目的に賛同してくださる方々の深いご理解と温かいご支援を是非とも頂かなくてはなりません。会員の皆様にはご自分も浜管ネットに参加することにより社会貢献に参加しているとの自負を持っていただき積極的に活動していただくことを期待するものであります。私たちの目的は大変大きく一朝一夕で達成できるものではありません。建物の寿命を延ばすのと同じく普段の活動の積み重ねが求められます。法人の運営を預かる役員は出来る限りの努力を致しますがその支えは会員並びに応援してくださる団体、行政など幅広い皆様のご協力なくしては成り立ちません。どうぞこれからも末永くご協力をお願いするとともに会員ならびに法人の発展を願つて新生『NPO浜管ネット』誕生のご挨拶とさせていただきます。



横浜住宅フェアー 10月15日（金）～17日（日）  
於新都市ホール（横浜そごう）

## 特定非営利活動法人取得までの経緯

横浜マンション管理組合ネットワークは平成7年6月10日、横浜市内マンション管理組合間の管理運営、建物、施設の保守保全のために、情報交換、支援を行い、適正なマンション形成と市民生活の向上に寄与する事を目的として設立され活動して参りました。

発足時はマンション管理組合間の活動でありましたが、横浜市内のマンションの戸数は25万戸を越え、マンションに係わる市民、団体、管理組合は多数の人々となり一戸建て住宅と異なり集合住宅の管理運営、保守保全についての情報交換、支援の要請は大変に多くなっておりセミナー、定期相談会、現地見学会等の催しには多数の市民や特に小規模マンション(50戸以下)の住民の参加は80%以上になっております。

平成10年より特定非営利活動法(NPO法)が施行されました。この法律は特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する事により、ボランティア活動をはじめとする市民・団体が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動の健全な発展を促進し、公共の増進に寄与する事を目的としています。

浜管ネットの行ってきた横浜市内のマンションに係わる多数の市民、団体、管理組合に対し情報の発信、管理運営活動の支援・セミナーの開催及び相談体制、等の活動は特定非営利活動法に規定する「まちづくりの促進を

図る活動」並びに「環境の保全を図る活動」そのものであります。

ご既承のとおり、平成11年6月定例総会にて「浜管ネット」のNPO法人化が満場一致にて可決されたので、既ねてより準備していた認可申請書を神奈川県庁に提出し、6月24日認可申請が受理され、「広告」「縦覧」等の法的手順を経て9月30日神奈川県より「認証」を受け10月7日付け登記が完了致しました。

「NPO法人浜管ネット」は以前の任意団体と異なり法律上に「人格」を持つ事になり「法による規制」もありますが「法によるもの」として社会認知が得られ「信用度、信頼度」も任意団体と大いに異なる事となります。

法人格を取得する事により任意団体で活動を行うケースと異なる点は、非営利と言う枠はありますが管理運営業務に関する営業活動及び行政など関係先との業務委託等の契約当事者となり活動の範囲が大幅に拡大されるものとなります。また、事務所賃貸契約、資金口座の名義、等を法人名で行うこと等責任体制が確立します。

NPO法人として認証を受けた「浜管ネット」は、今後の社会貢献活動に社会的認知と協力をうることが期待できると共に良好なマンション住環境の形成を通じ、市民生活の向上に寄与し、公益の増進に力になるものと確信するものであります。

(中村理事)

## あなたのマンション 給水管は大丈夫ですか!?

### ～特長～

昇温型空気除湿器(特許)による  
～バードライエ方式

- 研磨効率の向上
- 追削接着強度と耐久性の向上

### 高品質塗料

- 高安全衛生性  
(JwA K-135適合)
- 厚塗り性 ●高接着強度

### 2回塗り

- エルボ継手の膜厚確保

### 2方向研磨

- 継手部分の完全研磨

給水管が  
確かな延命工法



NRK給水管再生工法

建設省技術審査証明工法(審査証明 第9701号)

技術の優秀性と施工体制の信頼性が総合評価され、建設省の技術審査証明を得ました!

### 工法

2方向研磨、2回塗装による確かな品質

### 品質管理

工程検査、完成検査による品質の確保

### NRK工法の技術と体制

施工管理

施工管理

### 10年保証

維持管理契約  
締結

### 事前診断

1～3ヶ月間に  
ある施工の可否判定

工法開発元・審査証明取得者  
**日本リフォーム株式会社**

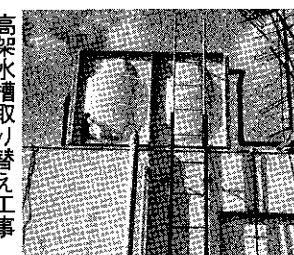
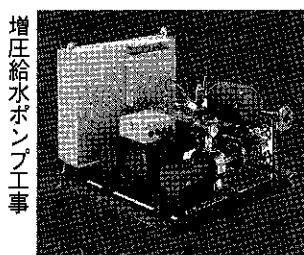
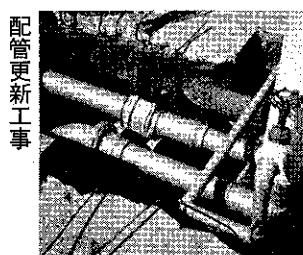
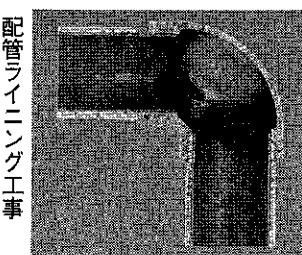
TEL03-5281-1721・FAX03-5281-1730

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8-5 (駿河台ヤギビル)

幸せな生活環境を守る  
**NSK日本施設保全工業会**

日本リフォーム株式会社内

TEL03-5281-1728・FAX03-5281-1730



### 技術審査証明工法

## “水廻りの総合病院”……給排水設備の専門工事会社

東京都指定水道工事店

株式会社 荘原アクアクリニック

〒108-0075 東京都港区港南1-6-34

電話 (03)3458-6400(代表)

FAX (03)3458-2400



莊原アクアクリニックは清潔で安全な水の確保のために莊原グループが80余年にわたり、培ってきた高度な技術と経験を活かし、「水廻りの総合病院」として、多様化する皆様のニーズにお応えいたします。何なりとご用命下さい。

# 特定非営利活動法人横浜マンション管理組合ネットワーク 「定 款」

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜マンション管理組合ネットワーク（略称 浜管ネット）という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市都筑区中川1丁目4番1号ハウスエア横浜内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、横浜市内のマンションに係る管理組合、団体、市民など幅広い人々に対して、マンションの管理運営、建物・施設の保全などのために、情報交換、支援を行い、以て、適正なマンション形成とまちづくりの推進と環境保全を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(2) 環境の保全を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的達成のために、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

(1) マンション管理運営アドバイス、相談、建物設備維持管理等の支援に関する事業

(2) マンションに係る情報交換、セミナーに関する事業

(3) 行政機関等とのマンション関係調査、情報収集報告等に関する連携、調整、提言、受託業務事業

(4) 上記に関連した事業

## 第3章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、会の運営及び活動に協力し、又はこれに参加する個人、団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的及び事業を賛助、後援するため、賛助会費を納める個人又は団体。

### (入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、理事会に諮り入会を認める。

3 会長は、申し込み者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める入会金及び賛助会費を納入するものとする。

### (会員の資格喪失)

第9条 正会員は次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。

(3) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。ただし、当該年度内に会費が納入されたときはこの限りでない。

(5) 第11条の手続きで除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、会長宛てに退会届けを提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。この場合において、正会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員等

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とし、また専務理事・常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選とする。

3 専務理事及び常務理事は理事会の承認を経て会長が任命する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはいけない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐してこの会の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐しこの法人の常務を分掌する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬及び費用弁償)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員がその職務を遂行するため必要とした費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に役員のほかに顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は会長の求めに応じ法人の運営について助言する。

2 顧問及び相談役は、この法人に功労があつた者又は学識経験者のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。

## 第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員を以て構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開 催)

第24条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招 集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時及び場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前まで通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その諸事の議決に加わることはできない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実の内容を明りょうに表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（長期借入金）

第47条 この法人が資金を借り入れしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、「横浜市」に帰属するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

#### (設置等)

第52条 この法人の事務を処理するために事務局を置くことができる。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の事務処理等については、別に定める。

#### (備付け帳簿及び書類)

第53条 事務局に備えるべき帳簿及び書類は、次の通りとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 役員名簿
- (6) 役員のうち前年において報酬を受けたことがあるもの全員の氏名を記載した書面
- (7) 社員のうち10名以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- (8) 定款
- (9) 定款の認証に関する書類の写し
- (10) 定款の登記に関する書類の写し

## 第10章 専門委員会及び部会

#### (専門委員会)

第54条 この法人の目的達成のため調査、研究、指導、助言等を行う専門委員会及び部会をおくことができる。

2 専門委員会及び部会の委員は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。

## 第11章 公告の方法

#### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、「神奈川新聞」に掲載して行う。

## 第12章 雜 則

#### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会長	松野 輝一
副会長	江波戸 威津雄
副会長	川井 重昭
専務理事	岩井田 誠一
常務理事	山本 育三
常務理事	田中 信男
常務理事	阿部 一尋
理事	長谷川 清
理事	柴田 中夫
理事	今井 俊一
理事	田邊 邦男
理事	小林 功
理事	星川 晃二郎
理事	中村 隆一
理事	篠原 みち子
監事	石筒 博

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

快適で安全・安心なマンション生活のお手伝いをいたします。

美しい時代へ  
東急グループ

### マンション総合管理業

- 分譲マンション総合管理
- 賃貸マンション管理

### リフレッシュ工事請部分 (共用部分)

- 建物・設備の改良、回収工事
- 建物・設備の長期修繕計画
- 建物・設備の総合診断

### コミュニティーサービス業 (専有部分)

- 室内のリフォーム
- 売買仲介
- リロケーション、賃貸仲介
- 損害保険
- 住まいのお手入れ(ホームメンテナンス)
- 生活関連サービス

### 東急コミュニティ

中高層分譲共同住宅管理業者 建設大臣登録96-140001号  
(社)高層住宅管理業協会会員 高層住宅管理業協会保証機構会員  
(社)東京ビルメンテナンス協会会員  
●田園都市支店 〒224-0001 神奈川県横浜市都筑区中川1-4-1(ハウスエア横浜4階)  
TEL (045) 910-1690(代表)  
●神奈川支店 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5  
TEL (045) 682-4600(代表)  
ホームページアドレス <http://www.tokyu-community.co.jp>

## 新会員紹介

(港南区)	
ロイヤルヒルズ上大岡管理組合	220戸
エンゼルハイム港南台管理組合	117戸
(都筑区)	
藤和シティーコーポ港北中川管理組合 (鶴見区)	69戸
セザール鶴見マンション管理組合	67戸
N I Cアーバンハイム北寺尾管理組合 (南区)	23戸
朝日ヶ丘ニュースカイマンション管理組合	41戸

正会員 127 管理組合／26,931戸  
76 管理組合、3 管理組合法人  
4 管理組合協議会（48 管理組合）  
個人会員 14名  
団体賛助会員：48 団体

### “ふり返りつつ歩む十二月”

仲冬（大雪から小寒前日まで）年末らしく「古暦」「曆壳」「古記」「日記買う」など季語が見られます。

最近のカレンダーは、それぞれ装いに工夫を凝らし、カタチも一枚もの、十二枚もの、卓上型など千差万別。しかし、「今年も残り少なくなったなあ」という実感するものは、なんといっても日めくりの暦ではないでしょうか。近ごろあまり見みかけなくなったのは寂しい限りです。逆に、来年のカレンダーや日記がわれこそはとばかり店頭に並ぶのも、この時期。新年には「去今年」という季語がありますが、年末には今年と来年が同居しているわけです。

なにはともあれ十二月は暦を逆回転させて、思い思いに一年を振りかえってみると。あっという間に過ぎ去った一日一日が実に濃い時間となって胸に迫ってきます。

残り少ない日が急に貴重に思えてくるもの。去り往く年の音が聞こえてくるような気さえしてきます。

一日のことばより

### 浜管ネットの<定期相談会>ご案内

4月より相談時間が延長されています。

定期相談を積極的にご利用下さい。

日時：第2、第4土曜日、13時～17時

場所：ハウススクエア横浜4階、住いの相談コーナー

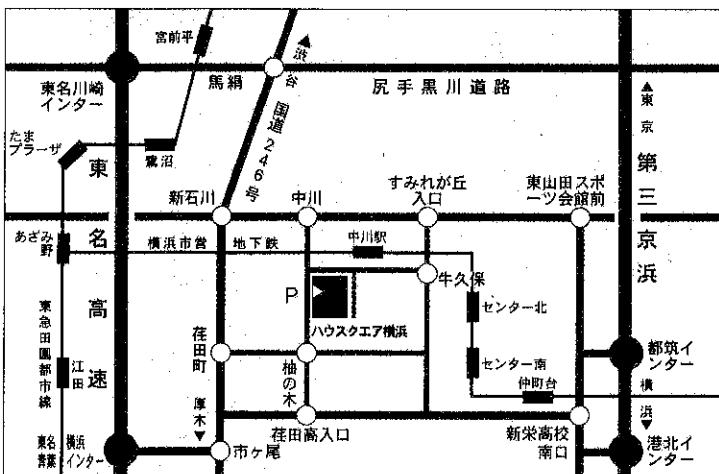
担当：理事・賛助個人会員から、ソフト1名、ハード1名の計2名の相談員で応対します。

相談費用：無料です。

相談方法：できるだけ電話・FAXによる予約を「戸塚事務所」（下記）にお願いします。同封の相談カードをご利用ください。

法律問題は、相談を受け付けた上で適宜まとめて別途相談日を設けます。

なお、「戸塚事務所」では随時相談を受け付けています。Tel&Fax 045-852-1362



### ハウススクエア横浜

営業時間：10:00～18:00

休業日：  
・情報館は水曜日定休（祝日除く）  
・展示場は水曜日も営業（一部休業）  
・12月30日～1月3日

交通のご案内：(電車) 横浜市営地下鉄中川駅から徒歩2分  
(車) 第三京浜「都筑インター」から約10分  
東名高速「横浜青葉インター」から約10分  
「川崎インター」から約10分

駐車場：地下1階に200台収容

※「NEWS浜管ネット」の表紙のスタイルは横浜市長高橋秀信氏の揮毫によるものです。